の一、一八七五の二、一八七五の四、一八七三（次の図に示す部分に限る。）、添田町大字桝田字出迫一三四〇、朝倉郡東峰村大字小石原鼓字野中一五三三、一五四五の一（次の図に示す部分に限る。）、大字宝珠山字桑ノサコ二一五三、二一五四、二一五七の二、二一七〇、二一七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平瀬一〇五四、字穴竈一九三一、一九三二、一九三三の一、一九三三の三、一九三四の一から一九三四の三まで、一九三五の一、一九三五の四、字小園二〇三三、二〇三四の一、字平畑二九三九、二九七四の一、二九七四の三、二九七四の四、字鷹塚三〇六六、三〇六八、三〇九八の一、三一二三の一、字向山一八七二の一から一八七二の五まで、一九二二の五、一八七二の一、一八七二の六、字サヤガ谷一八七四、一八七五の一、一八七五の二、一八七五の四、一八七三、字出迫一三四〇、字桑ノサコ二一七一、二一五三・二一五四・二一五七の二・二一七〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに飯塚市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山形県長井市森字鐙沢一八一三の六、一八一三の一〇から一八一三の一二まで、一八一三の一三・一八一三の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字飴ヶ沢一二一六の乙、一二一七、一二一七の乙、一二一八の一、一二一八の二、一二一九、一二二〇の一、一二二一、五十川字飴ヶ沢四九四八、四九四九の一、四九四九の二、四九五〇の一、四九五〇の二、四九五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山形県上山市狸森字丸シタ九六二、九六二の一から九六二の三まで、九六三の一から九六三の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九六三の四、九六三の五、九六四の一、九六四の四、九六四の五、九六五の一から九六五の三まで、九六六、九六七、九六七の一・九七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九八四、九八四の一、一九七八、一九七八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び上山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福岡県久留米市高良内町字向耳納二一八一の五〇、二一八一の一七九、二一八一の一八二、二一八一の一八四、二一八一の一九〇、二一八一の二二三、二一八一の二二四、朝倉郡東峰村大字宝珠山字日向志四八七五の一、うきは市浮羽町小塩字矢ノ峯一五八三の三、一五八四の一、筑紫野市大字山口二六二六、二六二七の二、二六二四・二六三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに朝倉市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木大山字散田一一五二の四、一一五四の一から一一五四の三まで、一一五五、一一五七の一、一一五七の二、杷木志波字烏山二一九〇の七、二一九一の二、二一九一の六、遠賀郡岡垣町大字上畑字山神七二一、七二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに朝倉市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市舞木町字椎ノ木七の五、七の九、七の一〇、一八の一、一八の四、池金町字上大入一一の一、一一の二、一一の六、一一の一一、字中大入五三の三、五三の四、五三の六、五三の八から五三の一〇まで、五三の一二から五三の一四まで・五三の一七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五三の一八、五三の二一・五三の二三から五三の二五まで・五三の四五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五三の四七、五三の五四（次の図に示す部分に限る。）、五三の五五、五三の五六、五三の五七（次の図に示す部分に限る。）、五三の五八、五三の七〇（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）